

建設工事入札参加資格再認定取扱要領

平成 6 年 6 月 8 日 制 定
平成 10 年 4 月 1 日 改 正
平成 12 年 4 月 1 日 改 正
平成 13 年 4 月 1 日 改 正
平成 14 年 4 月 1 日 改 正
平成 17 年 4 月 1 日 改 正
平成 18 年 4 月 1 日 改 正
平成 20 年 4 月 1 日 改 正
平成 21 年 4 月 1 日 改 正
平成 22 年 4 月 1 日 改 正
平成 23 年 4 月 1 日 改 正
平成 24 年 6 月 1 日 改 正
平成 27 年 4 月 1 日 改 正

第 1 趣旨

この要領は、建設工事執行規則（平成 8 年広島県規則第 39 号）第 6 条本文の資格の認定を受けている者（以下「入札参加資格者」という。）のうち次に掲げるものに係る再度の資格の認定（以下「再認定」という。）の申請手続きなどについて必要な事項を定める。

第 2 再認定申請ができる者

1 会社更生手続等により企業再建の途上にある者で次に掲げる者（以下「再建途上者」と総称する。）

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）
- (3) 債権者全員の同意を受けて法令によらない会社再建を進めている者で、債務の弁済状況及び再建開始後の工事の施工状況等からその再建が軌道に乗っていると認められる者（以下「一般再建者」という。）

2 会社法の規定に基づく合併・営業譲渡等により新たに設立された会社等で次に掲げる者（以下「合併者等」と総称する。）

なお、建設業に係る営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った建設業者の建設業に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社については、(2)、(3)又は(4)の合併者等に準じて取り扱うものとする。

- (1) 入札参加資格者の合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は入札参加資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）
- (2) 新たに会社が設立され、当該会社が入札参加資格者の建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「承継譲渡会社」という。）の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）
- (3) 入札参加資格者が他の建設業者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）

の建設業に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた入札参加資格者（以下「譲受業者」という。）

- (4) 入札参加資格を有さない建設業者が他の入札参加資格者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「営業譲渡者」という。）の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「営業譲受者」という。）

3 国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者で次に掲げる者（以下「グループ経審受審者等」という。）

- (1) 平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者（以下「グループ経審受審者」という。）

- (2) 平成20年国土交通省告示第85号附則六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者（以下「持株会社化経審受審者」という。）

第3 再認定の対象となる入札参加資格の範囲等

1 再建途上者で再認定を受けようとする者は、この要領に特別の定めがある場合を除き、入札参加資格を有する全ての業種について再認定の申請をしなければならない。

2 合併により再認定を受けようとする者は、合併により消滅する入札参加資格者及び合併存続会社が合併時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

3 承継譲受会社で再認定を受けようとする者は、承継譲渡会社が営業譲渡時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

4 譲受業者で再認定を受けようとする者は、譲受業者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

ただし、譲受業者は、譲渡業者が建設業に係る営業をすべて譲渡した場合に限り、譲渡業者が有する資格についても再認定を申請できる。

5 営業譲受者で再認定を受けようとする者は、営業譲渡者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

6 グループ経審受審者で再認定を受けようとする者は、認定された企業集団の構成企業が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

7 持株会社化経審受審者で再認定を受けようとする者は、持株会社化経審受審者が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

8 合併者等及びグループ経審受審者等は、同時に再認定の申請をしなければならない。

第4 事前申請

再建途上者、合併者等又はグループ経審受審者等（以下「再認定申請者」という。）が再認定の申請（以下「再申請」という。）をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第1号により希望書を提出しなければならない。

第5 再申請の受付

知事は、再認定申請者から前項に規定する希望書の提出を受けた場合、再申請の受付を開始する旨を、再認定申請者に別記様式第2号により通知する。

第6 再申請に必要な書類

- 1 知事は、再申請をする者（以下「再申請者」という。）に対して、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、既に競争入札参加資格承継承認事務取扱要領（平成9年4月1日決定）に基づき、競争入札参加資格の承継承認申請を行っている場合には、次号（1）以外の重複する書類は省略できるものとする。

なお、書類については、持参させるものとし、郵送等によるものは受け付けない。

2 提出書類

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、知事が公告した建設工事にかかる一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書及びその添付書類（次に掲げるものを除く。以下「入札参加資格審査申請書」という。）
- （2） 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- （3） 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類の写し
- （4） 工事経歴書の写し
- （5） 貸借対照表及び損益計算書の写し
- （6） 登記事項証明書及び定款の写し
- （7） その他知事が審査に必要な書類として指示する書類

- 3 前号の提出書類については、次に掲げるところにより作成しなければならない。

- （1） 書類作成の基準とする時点（以下「基準日」という。）は、次のとおりとする。
 - ア 合併者等の場合は、合併又は営業譲渡時
 - イ グループ経審受審者については、原則として、グループ経審を申請する日の直前の親会社の営業年度終了の日
 - ウ 持株会社化経審受審者については、原則として、企業結合の日
 - エ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者については、手続開始決定時
 - オ 一般再建者にあつては、債権者全員の会社再建についての同意があったとき
- （2） 入札参加資格審査申請書のうち、入札参加資格の審査を希望する業種については、第3の各項で定める業種の範囲内に限り希望することができる。
- （3） 経営事項審査の総合評定値通知書の写しについては、基準日以降の日を審査基準日とする最新のものとする。
- （4） 工事経歴書については、（3）の経営事項審査申請の際に添付書類としたものの写しを添付する。
- （5） 貸借対照表については、（3）の経営事項審査の審査基準日の時点を基に作成する。
- （6） 損益計算書については、（3）の経営事項審査の審査基準日までの1年間におけるものを作成する。
- （7） 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類とは、次に掲げる書類とする。

- ア 合併者等の場合は、合併契約書又は営業譲渡契約書の写し
- イ グループ経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し
- ウ 持株会社化経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値認定書の写し
- エ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者の場合は、手続開始決定書の写し
- オ 一般再建者の場合は、債権者全員が会社再建に同意していることを証する書類の写し
- カ 一般再建者の場合は、あわせて次の書類を提出しなければならない。
 - (ア) 再建開始の原因となった債務（以下「旧債務」という。）の確定した弁済計画書の写し
 - (イ) (ア)の弁済計画に基づき行われた、旧債務弁済の履行状況を証する書類の写し
 - (ウ) 審査を希望する業種ごとに、基準日以降に請負った工事を完了させた実績があることを証する書類（建築一式工事の場合は1件1500万円以上、それ以外の工事の場合は1件500万円以上の請負金額であるものに限る。）

第7 ヒアリング

再申請者が再建途上者の場合、知事は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を、第6の2に掲げる書類とともに提出させるものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 再建に係る計画案作成の方針（計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）
- (7) その他知事が、必要と認める事項

第8 再申請に係る入札参加資格審査

- 1 知事は、第9により算定した総合数値及び格付けを付して認定する。
- 2 承継譲渡会社、建設業に係る営業を全て譲渡した譲渡業者の資格については、取消すものとする。
- 3 グループ経審受審者で業種毎の代表企業以外の入札参加資格者の資格については、取消すものとする。

第9 総合数値の算定及び格付けの付与方法

- 1 知事は、この要領に別の定めがある場合のほか、2及び3並びに建設工事入札参加資格審査事務処理要領（平成5年10月1日制定。以下「資格審査要領」という。）の規定に基づいて総合数値を算定し、格付けを付与する。
- 2 資格審査要領に定める客観数値については、第6の2（2）により、貸借対照表を作成する基となった時点を審査基準日として算定する。
- 3 資格審査要領に定める主観数値については、次に掲げるところにより算定する。
 - (1) 工事成績数値、優良建設工事施行業者としての選定に係る数値及び指名除外数値は、再認定申請前の数値による。

なお、合併者等及びグループ経審受審者については工事成績数値及び優良建設工事施行業者としての選定に係る数値は、業種ごとに再認定前の各資格者の工事成績数値のうち最高のものとし、指名除外等数値は、再認定前の各資格者の指名除外等数値のうち最低のものとする。

(2) その他の主観数値については、再認定申請時点で算定する。

4 知事が必要と認めるときは、第7のヒアリングの結果等を勘案して、1から3により算定する総合数値について、概ね20%の範囲内の点数を調整して算定することができる。

第10 建設工事入札参加資格等審査会

知事は必要があれば、第8の規定による入札参加資格の認定にあたって、あらかじめ建設工事入札参加資格等審査会(以下「審査会」という。)に諮ることができる。

第11 再認定の効果及び認定結果の通知等

1 知事は、第8の規定による入札参加資格の認定を行ったときは、再認定前の入札参加資格を取消すとともに、再認定後の入札参加資格の内容を別記様式第3号により、再認定前の入札参加資格を取消した旨を別記様式第4号により、再申請者に通知する。

ただし、再認定後の入札参加資格の効力が生じる日は、各発注機関への周知及び発注事務処理に支障が生じないよう相当の期間をもって予め指定しなければならない。

2 知事は、前記の通知を行ったときは、遅滞なく主管部局長に対して、別記様式第5号により通知する。

第12 入札参加資格の有効期間

第8の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、第11の1ただし書きの規定により当該入札参加資格が有効となったときから、選定要綱に基づく次回の定期の入札参加資格の認定のときまでとする。

第13 銀行取引停止処分を受けている者の再認定の特例

1 銀行取引停止処分を受けている再建途上者が、再申請を行う場合には、第6に規定する書類に加えて、次の書類を提出しなければならない。

なお、この場合、業種は2つまでしか希望することができない。

(1) 旧債務の弁済が完了していることを証する書類

(2) 再認定希望業種の工事を施工する上で必要となる関係取引先が、県工事の施工について協力する旨確約していることを証する書類

(3) 県工事を受注した際に履行保証契約が締結可能である旨の履行保証機関の証明書などの契約保証金の納付が可能であることを証する書類

(4) その他、知事が必要と認める書類

2 知事は、前記の申請があった場合には、当該再建途上者が県工事の施工上問題がないと認められ、あらかじめ入札参加資格等審査会に諮ってその意見を聴いた上でなければ、再認定してはならない。

3 再認定する資格には、受注できる工事の規模、指名を受けた際に発注機関に提出すべき書類その他必要と認められる条件を付し、またこの場合の総合数値は、第9の規定によらず、必要な範囲で調整することができるものとする。

- 4 知事は、前記の再認定を行った資格者が、認定期間中に銀行取引停止処分を解除されて工事の施工上の資金面の問題が解消されたと認められる場合には、当該資格者について、再度再認定を行うことができる。
- 5 4の定める場合の申請及び認定については、銀行取引停止処分を受けていない再建途上者に対する取扱いと同様とする。

第14 その他

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 和議法（大正11年法律第72号）に基づき認可を受けた和議が確定した者の再認定については、従前の例による。
- 3 平成16年法律第75号による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づき認可を受けた和議が確定した者の再認定については、従前の例による。
- 4 削除
- 5 この要領は、平成18年5月1日から施行する。

(様式第1号)

再度の入札参加資格審査の申請希望書

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所

商号及び名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

次の理由により、再度入札参加資格審査の申請を希望します。

申請理由（該当に○を付ける）

1 会社が合併等を行ったため。

(1) 会社法に基づく合併を行ったため。

合併した会社の入札参加資格の内容：

合併後存続する会社の入札参加資格の内容：

(2) 会社法に基づく営業譲渡を受けたため。

営業譲渡した会社の入札参加資格の内容：

営業譲渡を受けた会社の入札参加資格の内容：

(3) 会社法に基づく会社分割により事業を承継したため。

分割した会社の入札参加資格の内容：

承継した会社の入札参加資格の内容：

2 グループ経審を受審したため。

3 会社の再建の見込みが確実であるため。

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたため。

(2) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたため。

(3) 法令によらず任意で行っている再建が軌道に乗ったため。

注) 要領第3の8に該当する場合には、連名で申請書を作成すること。

(様式第2号)

再度の入札参加資格審査の申請受付開始通知書

平成 年 月 日

様

広島県知事

平成 年 月 日付けの再度の入札参加資格審査申請を行う旨の事前申請に対して、次のとおり受付を行うこととしましたので通知します。

1 受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの
午前 時から午後 時まで
- (2) 受付場所 〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県土木建築局建設産業課 電話番号 082-513-3821

2 提出書類

申請の際には、次に掲げる書類を持参により提出すること。

なお、書類作成の基準とする時点（以下「基準日」という。）は、要領第6の3の規定によること。

また、合併者等がこの申請を行う前に既に競争入札参加資格の承継承認申請を行っている場合には、(1)以外の重複する書類は省略できるものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類
- (2) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（基準日以降の日を審査基準日とするもの）
- (3) 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類の写し
- (4) 工事経歴書の写し（(3)の経営事項審査を受けた時点のもの）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の写し（前記(3)の経営事項審査を受けた時点のもの）
- (6) 登記事項証明書及び定款の写し（基準日以降の時点のもの）

※その他審査に必要として指定する資料

3 ヒアリング

再建途上者の場合は、次に掲げる事項についてのヒアリングを行うので、ヒアリングに際し参考となる資料を、2の提出書類とともに提出すること。

なお、ヒアリングの日時及び場所については、受付の際に通知する。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 再建に係る計画案作成の方針（計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）
- (7) その他知事が、必要と認める事項

(様式第3号)

入札参加資格認定通知書

郵便番号
住 所
商号又は名称
代 表 者

平成 年 月 日付けで再申請のあった入札参加資格については、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

(銀行取引停止中の者に対しては、次のただし書き以下を加える。)

ただし、次の条件を付しますので、工事の入札参加等する場合は遵守していただくとともに、これに違反して行う行為はすべて無効としますので注意してください。

【認定条件】

- 1 工事の請負代金が、〇〇〇〇円を超える工事を請負ってはならない。
- 2 工事の入札について指名される都度、当該工事の契約保証金の納付が可能であることを証する書類を、入札の日までに、工事の発注機関に提出すること。
- 3 工事を落札する都度、当該工事の施工に関係するすべての取引業者が、当該工事の施工について協力する旨確約していることを証する書類を、契約の日までに、工事の発注機関に提出すること。
- 4 県工事を同時に2つ以上請負ってはならない。

平成 年 月 日

広島県知事 印

希 望 業 種	等級	希 望 業 種	等級

有効期限は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。ただし、平成 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。

なお、この通知書受領後に入札参加資格申請書の記載事項又は営業所の変更があった場合若しくは合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出てください。

(様式第5号)

平成 年 月 日

関係局(部)課長 様
関係地方機関の長 様
関係機関の長 様

副 知 事
(建設産業課)

建設工事入札参加資格再認定等通知書

建設工事入札参加資格再認定取扱要領第11の(2)の規定に基づき、次のとおり通知します。
なお、当該認定内容は平成 年 月 日から有効なものとし、現在認定している当該業者の入札参加資格については、同日付けで取消します。

(銀行取引停止中の者に対しては、次のまた書きを加える。)

また、認定に当たって次の条件を付していますので、当該業者を指名する場合は、条件を遵守させるとともに、これに違反して行う行為はすべて無効として取り扱ってください。

【認定条件】

- 1 工事の請負代金が、〇〇〇〇円を超える工事を請け負ってはならない。
- 2 工事の入札について指名される都度、当該工事の契約保証金の納付が可能であることを証する書類を、入札の日までに、工事の発注機関に提出すること。
- 3 工事を落札する都度、当該工事の施工に関係するすべての取引業者が、当該工事の施工について協力する旨確約していることを証する書類を、契約の日までに、工事の発注機関に提出すること。
- 4 県工事を同時に2件以上請け負ってはならない。

1 建設業者名

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称、代表者氏名
- (3) 建設業の許可番号

2 入札参加資格再認定業種等

希望業種	年間平均完成工事高(千円)	客観数値	主観数値	総合数値	等級	平均工事成績

有効期限 平成 年 月 日までとする。

ただし、平成 年度においても、当該年度における資格が認定される日まで有効とする。